

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	軽自動車税原動機付自転車申告受付事務
発 注 課	財政局税政部市民税課
選 定 事 業 者	北海道自転車軽自動車商業協同組合
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、原動機付自転車の取得、譲渡（受）及び廃車それぞれに係る申告書の受理、標識（ナンバープレート）の交付及び返納に係る事務の委託を行うものである。 業務の履行に当たっては、利用者に対して公平なサービスを提供できるよう網羅的に取扱所を設置する必要がある、そのためには市内に少なくとも10か所以上の取扱所を設置することができる者に委託する必要がある。 また、本業務は軽自動車税（種別割）の課税根拠へ直結するものであり、履行にあたり取扱所には利用者に原動機付自転車の車名・型式・排気量等を正確に申告させることが必要である。 北海道自転車軽自動車商業協同組合（以下「当該組合」という。）は、組合員の事業に関する調査研究、経営及び技術の改善向上等を主たる事業として組織されている組合であり、現在市内における74店舗の自転車及び原動機付自転車販売事業者が加盟しており、日頃から原動機付自転車の取得等の申告を行っている販売店等が加盟している。 当該組合を除いて、上記条件を満たす者がいないことから、本業務は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、当該組合と特定随意契約を締結する必要がある。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年3月9日